

板倉町国民健康保険
保健事業実施計画（データヘルス計画）
【計画期間 平成30年度～令和5年度】

及び

第3期板倉町特定健康診査・特定保健指導実施計画

中間評価・見直し

令和3年2月

板 倉 町

目 次

1. はじめに	1
2. データヘルス計画の概要	2
3. 中間評価・見直しの方法	4
4. データヘルス計画の見直し	8
5. 第3期板倉町特定健康診査・特定保健指導 実施計画の見直し	16

1. はじめに

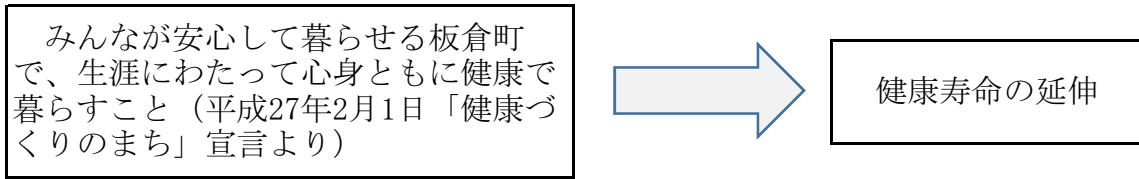
板倉町では、平成30年3月に、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする板倉町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しました。この計画は、健診結果や診療報酬明細書（レセプト）といった保険者が保有する様々な情報を活用し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて分析したうえで、被保険者の健康課題を明確にし、目標値の設定を含めた事業内容を企画・実施することを定めたものです。

令和2年度は、このデータヘルス計画の中間評価・見直しの年度となりますが、その目的は、立案した計画が軌道に乗っているかを確認し、進捗状況が滞っているようであれば、事業効果を高めるためにはどのような改善を行うべきかを検討し、目標達成に向けての方向性を見いだすことです。社会情勢の変化に伴い、計画の変更が必要な場合があるため、中間年度に、計画全体の指標や事業の評価と見直しを実施して、最終的な事業や計画の目的・目標の達成に向けた体制づくりをする必要があります。なお、計画策定からまだ3年も経っていない状況から、健康水準や医療費への効果进行评估するには無理があるため、中間評価では、あくまで個別の保健事業の評価と見直しに重点を置くものです。

データヘルス計画は、第3期板倉町特定健康診査・特定保健指導実施計画（特定健診等計画）とも密接に関係しており、この特定健診等計画においても、令和2年度に中間評価を実施し、内容の見直し、計画の変更を行うこととしていることから、この2つの計画の中間評価・見直しを一体的に行いました。

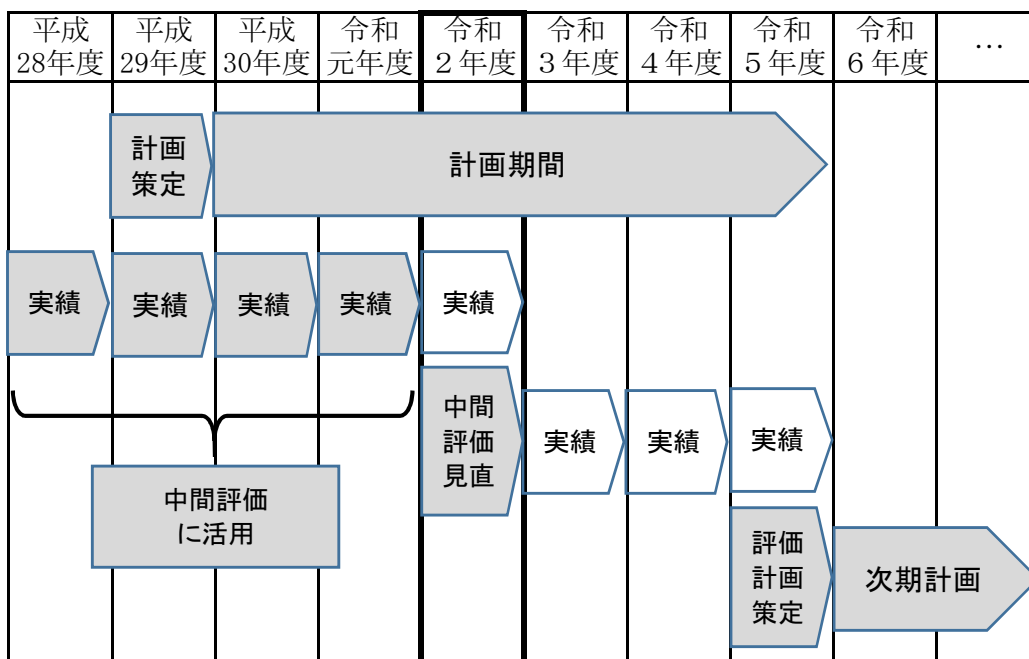
2. データヘルス計画の概要

2-1. 計画の目標



2-2. 計画期間

平成30年度から令和5年度までの6年間。
令和2年度は、計画全体の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。



2-3. 保健事業の実施内容

目標を達成するため、健康課題に対応した次の事業を実施します。

特定健診受診率及び特定保健指導実施率は、特定健康診査等実施計画（第3期：平成30年度～令和5年度）との整合性を図るため、同計画の目標値を示し、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の実績を超える値を本計画の目標とします。

【目標1】 特定健診受診率の向上

事業名	特定健診未受診者受診勧奨事業
対象者	特定健診未受診者（受診率が低い40歳～50歳の受診率向上）
事業内容	① 住民健診（集団健診、個別健診）の開催日時等を町広報紙及び町ホームページ等に掲載し、住民の健康意識を高めます。 ② 特定健診未受診者への受診勧奨通知送付 ③ 広報車両による住民健診の周知啓発 ④ 町内サークル及び各種団体等への住民健診の周知と啓発 ⑤ 町内医療機関へ通院しているかたへの特定健診勧奨依頼 ⑥ 人間ドック受診者への助成金交付

【目標2】 特定保健指導実施率の向上

事業名	特定保健指導
対象者	特定保健指導対象者（40歳～74歳の国保資格者）
事業内容	① 特定保健指導対象者への利用勧奨通知送付と電話での利用勧奨 ② 保健指導対象者への保健指導

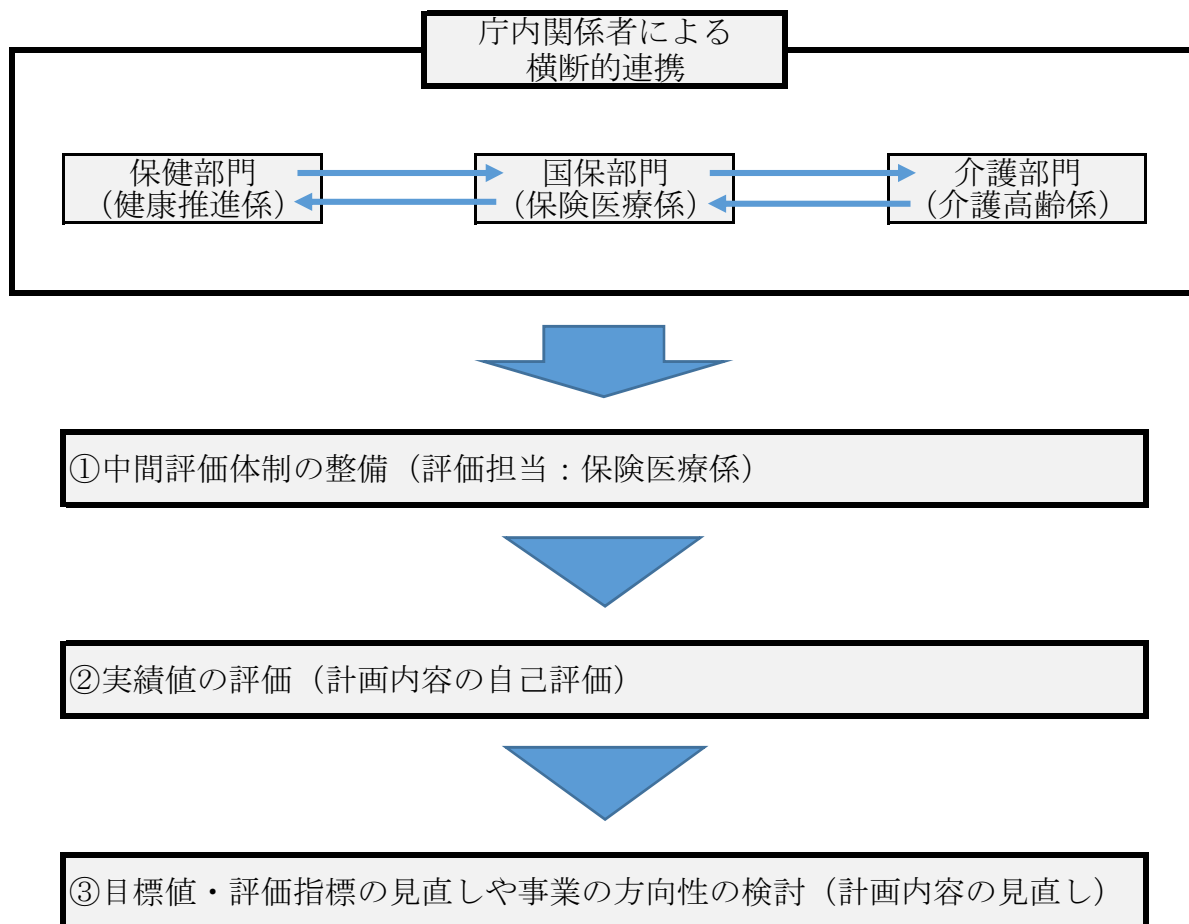
【目標3】 適切な医療の促進

事業名	生活習慣病重症化予防受診勧奨事業
対象者	受診勧奨者、医療機関未受診者
事業内容	① 受診勧奨者の医療状況確認 ② 医療機関未受診者への勧奨通知送付と受診確認 ③ 勧奨通知後の医療機関未受診者への再通知、電話及び訪問勧奨 ④ 受診状況の定期的な確認

3. 中間評価・見直しの方法

3-1. 中間評価・見直しの具体的な流れ

庁内関係者の横断的な連携を踏まえて、以下の流れで実施しました。

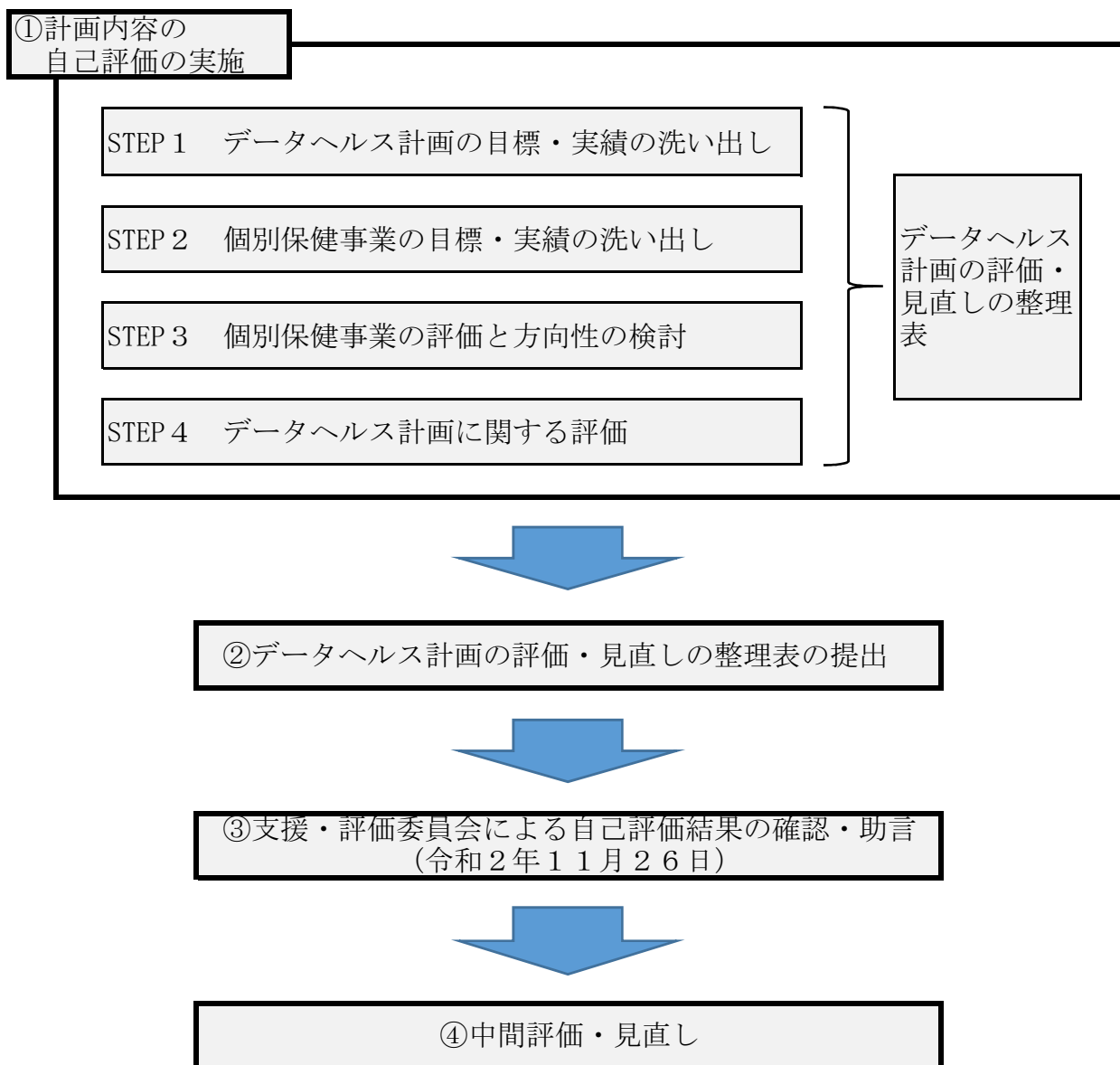


3-2. 中間評価・見直しの手順

群馬県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会を活用し、①計画内容の自己評価の実施、②支援・評価委員会による自己評価結果の確認・助言の順に実施しました。

自己評価は「データヘルス計画の評価・見直しの整理表」を活用して行い、評価は次の4段階に分類しました。

a：改善している／b：変わらない／c：悪化している／d：評価困難



データヘルス計画の評価・見直しの整理表

データヘルス計画全体の目標						
STEP1						
目標		実績値				評価
指標	目標値	ベースライン	H29年度	H30年度	R1年度	
健康寿命（男）	延伸	76.3歳 (H28)	76.8歳	77.8歳	79.0歳	a
健康寿命（女）	延伸	83.5歳 (H28)	83.4歳	83.3歳	83.0歳	c

※評価 ベースラインと比較して次の4段階で分類 a: 改善している b: 変わらない c: 悪化している d: 評価困難



上記目標を達成するための個別保健事業							
STEP2							
事業名	目標		実績値				評価
	指標	目標値	ベースライン	H29年度	H30年度	R1年度	
特定健診	特定健診受診率	62% (達成時期: R5年度)	51.9% (H28)	52.1%	51.5%	51.6%	c
特定保健指導	特定保健指導実施率	13% (達成時期: R5年度)	9.2% (H28)	2.8%	6.4%	9.5%	a
生活習慣病重症化予防	受診勧奨者 (医療機関非 受診者)	130人 (達成時期: R5年度)	158人 (H28)	138人	134人	139人	a
糖尿病性腎臓病重症化予防	受診率（受診 につながった 割合）	80% (達成時期: R5年度)	60.0% (R1)	—	—	60.0% (3人/5人)	d

※評価 ベースラインと比較して次の4段階で分類 a: 改善している b: 変わらない c: 悪化している d: 評価困難

支援評価委員会による助言

●一番の課題は特定保健指導実施率の改善でしょうか。目標値と実績値に大きな乖離があります。成功要因は挙げられています。未達要因についても検討されることで、今後取り組むべきことが明確になると思います。保健指導対象者は30～40人とのことなので、少なくともその人数の方に確実に保健指導を実施するには、どのような群をターゲットにすると良いか、人員や予算を踏まえ検討されると、目標達成に向けて、より具体的かつ実現可能な事業の方向性が見えてくると思います。

●データヘルス計画には、もっと細かく評価指標を設定されているので、それらの指標も中間評価に含めると、どこができていて、どこに改善が必要かの評価がしやすいのではないかと思います。

STEP4

達成につながる 取組・要素	未達につながる 背景・要因	今後の方向性	最終 目標値
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施をはじめとして、データヘルス計画関係事業の目的を共有し、地域包括ケアの構築に向けて庁内及び関係機関による連携の推進が必要。	中間評価の時点では、評価が困難。	特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上を図りつつ、医療機関への受診が必要なかたには早期の受診を促すなど、関係機関等との連携を図り取り組みの検討を行っていく。	延伸

STEP3

成功要因	未達要因	事業の方向性	最終 目標値
—	R1年度の目標値54%を下回っており、概ね52%前後で大きな変化はない。特定健診の必要性の認識が浸透していないように思われる。	新型コロナウイルス感染症の影響により、受診率の向上どころか現状維持も難しい状況であり、現在の目標値は高いハードルであるが、特定健診の必要性の認識が高まるよう受診勧奨の方法も検討しながら取り組んでいく。	62%
ベースライン9.2%及びR1年度の目標値9%を乗り越えて上回った程度であり、現時点では特段の成功要因があるとまでは言えない。	—	保険者努力支援制度において実施率が15%未満の場合は減点となることも鑑み、早急に実施率を15%以上に引き上げるよう積極的な働きかけを強めていく。	18% ↓ 20% 助言を踏まえ 修正
—	ベースラインからは改善しているが、R1年度の目標値138人は未達成の状況であり、受診の必要性を感じていない方が、まだ多いものと思われる。	特定保健指導の実施率向上と合わせて、受診の必要性の認識が高まるよう健診結果や受診勧奨の方法も検討しながら引き続き取り組んでいく。	130人
—	—	館林市邑楽郡保健事業検討会議において、館林市邑楽郡医師会と連携し事業を行っている。関係機関との連携を図りつつ医療機関未受診者に対し受診勧奨を行い、本人、かかりつけ医師の同意を得ながら、保健指導の充実を図っていく。	80%

●評価・見直し整理表の特定健診受診率についてc評価になっているが、実績値が毎年度50%を超えていて評価出来ると思います。更なる受診率の向上のためには、特定健診対象者数が多い年齢層、60歳以上へのアプローチを模索することが、受診率向上の早道になると思います。そして、それを実施した後に、40歳台等の若年層へ働きかけると良いと、生活習慣病予防研究センター岡山明先生も研修会でお話ししていました。

●保健指導実施率は、a評価となっているが、目標の保健指導利用者の人数からみても、集団健診時の初回面接分割実施や家庭訪問による初回面接を実施すると更に受診率が上がると思われます。

●特定保健指導実施率の目標設定については、努力支援制度のマイナス指標もあるかもしれないが、実施率の伸びが良いので、20%を目標にさせていただいても良いと思う。ご協力いただけるとありがたい。事業に落とし込めるような見直しをしていただけると、より良いと思う。

4. データヘルス計画の見直し

4-1. 保険者努力支援制度

保険者努力支援制度は、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づく交付金を交付することで国民健康保険の財政基盤を強化するものです。医療費適正化への取組や国民健康保険が抱える課題への対応等を通じた保険者機能がより発揮されるよう平成30年度に新設されました。

保健事業の実施内容の見直しにあたっては、この保険者努力支援制度を踏まえたなかで検討する必要があります。

令和3年度保険者努力支援制度配点表<市町村分>

評価指標		配点	板倉町	群馬県平均
保険者共通の指標	① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	190点	△ 10点	19.1点
	② 特定健診・特定保健指導に加え他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況	70点	50点	30.7点
	③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	120点	90点	91.1点
	④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況	110点	80点	69.4点
	⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況	50点	50点	40.6点
	⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況	130点	10点	69.4点
国保固有の指標	① 収納率向上に関する取組の実施状況	100点	40点	36.1点
	② 医療費の分析等に関する取組の実施状況	40点	40点	38.4点
	③ 給付の適正化に関する取組の状況	25点	25点	23.6点
	④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況	30点	20点	14.0点
	⑤ 第三者求償の取組の実施状況	40点	40点	34.3点
	⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況	95点	65点	72.3点
合計		1,000点	500点	539.1点

特定健康診査の受診率（平成30年度の実績を評価）

評価指標	配点	板倉町	群馬県平均
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合	50点		2.9点
② ①の基準を達成し、かつ受診率が平成29年度以上の値となっている場合	20点		0.0点
③ ①の基準は達成していないが、受診率が平成30年度の市町村規模別の自治体上位1割又は上位3割に当たる受診率を達成している場合 ※市町村の人口規模別（10万人以上、5万人以上～10万人未満、1万人以上～5万人未満、3千人以上～1万人未満、3千人未満）に基準あり	上位1割 30点 又は 上位3割 20点	上位3割 20点	上位1割 0.9点 又は 上位3割 5.7点
④ ③に該当し、かつ平成29年度の実績と比較し、受診率が3（1.5）ポイント以上向上している場合	35点 〔25点〕		0.0点 1.4点
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、平成29年度の実績と比較し、受診率が3ポイント以上向上している場合	25点		0.0点
⑥ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成27年度の受診率から平成30年度の受診率が連続して向上している場合	10点		0.6点
⑦ 受診率が25%以上33%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く）	△ 15点		0.0点
⑧ 受診率が25%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く）	△ 30点		0.0点
⑨ ①及び③の基準は満たさず、かつ平成28年度の受診率から平成30年度の受診率が連続して低下している場合	△ 15点		△ 0.9点
合計	70点	20点	10.6点

特定保健指導の実施率（平成30年度の実績を評価）

評価指標	配点	板倉町	群馬県平均
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合	50点		1.4点
② ①の基準を達成し、かつ実施率が平成29年度以上の値となっている場合	20点		0.6点
③ ①の基準は達成していないが、実施率が平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる実施率を達成している場合 ※市町村の人口規模別（10万人以上、5万人以上～10万人未満、1万人以上～5万人未満、3千人以上～1万人未満、3千人未満）に基準あり	20点		0.6点
④ ③に該当し、かつ平成29年度の実績と比較し、実施率が5（3）ポイント以上向上している場合	35点 〔25点〕		1.0点 0.0点
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、平成29年度の実績と比較し、実施率が5ポイント以上向上している場合	25点		7.1点
⑥ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成27年度の実施率から平成30年度の実施率が連続して向上している場合	10点		0.3点
⑦ 実施率が10%以上15%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く）	△ 15点		△ 1.7点
⑧ 実施率が10%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く）	△ 30点	△ 30点	△ 9.4点
⑨ ①及び③の基準は満たさず、かつ平成28年度の実施率から平成30年度の実施率が連続して低下している場合	△ 15点		△ 2.1点
合計	70点	△ 30点	△ 2.2点

4-2. 保健事業の実施内容の見直し

4-2-1. 特定健診

見直しにあたっての考え方

特定健診は、保険者努力支援制度において全体としての受診率の向上が求められているため、受診勧奨は特定の年齢層を対象としたものではなく、受診率向上の効果を踏まえて行う必要があります。コロナ禍においては、いわゆる”密”防止の観点から集団健診への積極的な受診勧奨が難しく受診率の低下は避けられない状況にあり、また、令和3年度は全町民に対しての新型コロナウイルスワクチンの接種を行っていかねばならず、マンパワー的にも厳しい状況が予想されることから、令和2年度に引き続き受診率の低下を最小限に押さえつつ、ワクチン接種完了後の令和4年度以降に受診率向上に効果的な手法を検討した中でより効果のある受診勧奨を行い受診率の向上を図っていくものとします。

【目標1】特定健診受診率の向上

《当初計画》

事業名	特定健診未受診者受診勧奨事業						
対象者	特定健診未受診者（受診率が低い40歳～50歳の受診率向上）						
事業内容	① 住民健診（集団健診、個別健診）の開催日時等を町広報紙及び町ホームページ等に掲載し、住民の健康意識を高めます。 ② 特定健診未受診者への受診勧奨通知送付 ③ 広報車両による住民健診の周知啓発 ④ 町内サークル及び各種団体等への住民健診の周知と啓発 ⑤ 町内医療機関へ通院しているかたへの特定健診勧奨依頼 ⑥ 人間ドック受診者への助成金交付						
評価指標	内容	目標					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
	町広報掲載数（回）	2	2	2	2	2	2
	未受診勧奨通知 広報車両周知率（%）	100	100	100	100	100	100
	特定健診対象者（人）	3,537	3,407	3,304	3,200	3,030	2,835
	特定健診受診者（人）	1,840	1,840	1,850	1,856	1,818	1,758
	特定健診受診率（%） 40歳～74歳	52	54	56	58	60	62
	特定健診受診率（%） 40歳代男性	39	41	43	45	47	49
	特定健診受診率（%） 40歳代女性	38	40	42	44	46	48
	特定健診受診率（%） 50歳代男性	37	39	41	43	45	47
	特定健診受診率（%） 50歳代女性	48	50	52	54	56	58

見直しの概要

対 象 者：当初計画では、受診率が低い40歳から50歳をターゲットとしていましたが、全体としての受診率向上のためには、特定健診対象者全体から効果を踏まえたなかで対象を絞って実施していく必要があるため、対象者を全体に変更とします。
事業内容：当初計画の②から⑤については、受診勧奨等の方法ではありますが、コロナ禍での制約、コロナ後の受診率向上に重点をおいた受診勧奨を検討の上実施するため、柔軟性を持たせた内容に変更します。
評価指標：上記事業内容に合わせて変更します。

【目標1】特定健診受診率の向上 《見直し後》

事業名	特定健診未受診者受診勧奨事業								
対 象 者	特定健診対象者（40歳～74歳の国保資格者）								
事業内容	① 住民健診（集団健診、個別健診）の開催日時等を町広報紙及び町ホームページ等に掲載し、住民の健康意識を高めます。 ② コロナ禍、アフターコロナの状況に応じた柔軟かつ受診率向上に効果的な受診勧奨の実施 ③ 人間ドック等受診者への助成金の拡充								
評価指標	内容	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	特定健診受診率（%）	当初目標	52	54	56	58	60	62	
		変更目標			46	48	55	62	
		実績	51.5	51.6					
	特定健診対象者数 （人）	当初目標	3,537	3,407	3,304	3,200	3,030	2,835	
		変更目標			3,140	3,043	2,882	2,698	
		実績	3,266	3,237					
	特定健診受診者数 （人）	当初目標	1,840	1,840	1,850	1,856	1,818	1,758	
		変更目標			1,444	1,461	1,585	1,673	
		実績	1,682	1,671					
	町広報掲載回数（回）	当初目標	2	2	2	2	2	2	
		変更目標			3	3	3	3	
		実績	2	3					
廃止	未受診勧奨通知 広報車両周知率（%）	当初目標	100	100	100	100	100	100	
		変更目標			廃止（上記広報へ移行）				
		実績	車両 ハダキ	車両 ハダキ					
追加	受診率向上に効果 的な受診勧奨の実 施 （回）	当初目標							
		変更目標					1	1	
		実績							

4-2-2. 特定保健指導

見直しにあたっての考え方

特定保健指導の実施率が15%未満の場合、保険者努力支援制度では減点となり、当町においても減点となっていることから、早急に実施率を15%以上に引き上げなければならないため、対象者の拡大や積極的な利用勧奨の実施により特定保健指導の実施率の向上を図るものとします。

【目標2】 特定保健指導実施率の向上 《当初計画》

事業名	特定保健指導						
対象者	特定保健指導対象者（40歳～74歳の国保資格者）						
事業内容	① 特定保健指導対象者への利用勧奨通知送付と電話での利用勧奨 ② 保健指導対象者への保健指導						
評価指標	内容	目標					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
	町広報掲載数（回）	2	2	2	2	2	2
	利用勧奨率（%）	100	100	100	100	100	100
	保健指導利用者（人）	20	22	25	27	30	32
	保健指導実施率（%）	8	9	10	11	12	13

見直しの概要

事業内容：受診率向上のためには利用者の増を図る必要があることから、これまでの集団健診受診者に加え、個別健診受診者、人間ドック受診者にも利用勧奨の対象を広げます。また、積極的な利用を呼びかけるため、訪問等も実施します。

評価指標：群馬県内全体として特定保健指導実施率が低いため、県において実施率20%達成を目標として呼びかけており、当町においても直ちに実施率の向上を図る必要があることから、令和2年度以降の目標をそれぞれ+7%に変更します。また、上記の利用勧奨者の拡大を踏まえて、個別健診受診者と人間ドック受診者に対する利用勧奨率を新たに加えます。なお、個別健診は集団健診より受付期間が長いこと、人間ドックは通年で受け付けていることから全員への勧奨は難しいため、100%とはしていません。

特定保健指導の対象者は、健診結果により限定されることから、広報での周知はすぐわないため、町広報掲載数の指標は廃止とします。意義等につきましては、特定健診と併せて掲載していきます。

【目標2】特定保健指導実施率の向上 《見直し後》

事業名	特定保健指導								
対象者	特定健診受診者でメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍								
事業内容	① 集団健診受診者に加え、個別健診受診者と人間ドック受診者についても特定保健指導の利用勧奨を実施 ② 通知、電話、訪問など多様な方法による利用勧奨の実施 ③ 対象者への特定保健指導の実施								
評価指標	内容	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	特定保健指導 実施率 (%)	当初目標	8	9	10	11	12	13	
		変更目標			17	18	19	20	
		実績	6.4	9.5					
	特定保健指導 利用者数 (人)	当初目標	20	22	25	27	30	32	
		変更目標			36	38	40	42	
		実績	15	21					
	特定保健指導 利用勧奨率 (%)	当初目標	100	100	100	100	100	100	
		変更目標			変更なし				
		実績	100	100					
追加	特定保健指導 利用勧奨率 (%)	当初目標							
		変更目標				80	80	80	
	※個別健診受診者	実績							
追加	特定保健指導 利用勧奨率 (%)	当初目標							
		変更目標				60	60	60	
	※人間ドック受診者	実績							
廃止	町広報掲載数 (回)	当初目標	2	2	2	2	2	2	
		変更目標			廃止				
		実績	0	0					

4-2-3. 適切な医療の促進

見直しにあたっての考え方

群馬県における人口10万人あたりの慢性透析患者数は全国に比べ高い水準で推移しており、糖尿病の発症及び重症化予防の対策が喫緊の課題となっています。平成31年3月に群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムが策定され、令和元年度から、当町においても、館林市邑楽郡1市5町、館林市邑楽郡医師会と連携し糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施しているため、保健事業の実施内容に加えるものとします。

【目標3】適切な医療の促進

《当初計画》

事業名	生活習慣病重症化予防受診勧奨事業						
対象者	受診勧奨者、医療機関未受診者						
事業内容	① 受診勧奨者の医療状況確認 ② 医療機関未受診者への勧奨通知送付と受診確認 ③ 勧奨通知後の医療機関未受診者への再通知、電話及び訪問勧奨 ④ 受診状況の定期的な確認						
評価指標	内容	目標					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
	受診勧奨者（人） （医療機関非受診者）	140	138	136	134	132	130

見直しの概要

生活習慣病重症化予防受診勧奨事業 引き続き、継続していきます。変更はありません。
糖尿病性腎臓病重症化予防事業 左に記載のとおり今回追加します。

【目標3】適切な医療の促進

《見直し後》

事業名	生活習慣病重症化予防受診勧奨事業								
対象者	受診勧奨者、医療機関未受診者								
事業内容	① 受診勧奨者の医療状況確認 ② 医療機関未受診者への勧奨通知送付と受診確認 ③ 勧奨通知後の医療機関未受診者への再通知、電話及び訪問勧奨 ④ 受診状況の定期的な確認								
評価指標	内容	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
	受診勧奨者数 (人) (医療機関非受診者)	当初目標	140	138	136	134	132	130	
		変更目標	変更なし						
		実績	134	139					

《追加》

事業名	糖尿病性腎臓病重症化予防事業							
対象者	【受診勧奨】糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者							
	【保健指導】糖尿病性腎臓病等で通院している重症化リスクの高い者							
事業内容	① 医療機関未受診者又は治療中断者への受診勧奨 ② 糖尿病治療中の者への保健指導							
評価指標	内容	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	受診率 (%)	当初目標	/	/	/	/	/	/
		変更目標			75	75	75	80
		実績		60				
	受診勧奨者数 (人)	当初目標	/	/	/	/	/	/
		変更目標			4	4	4	5
		実績		5				
	受診者数 (人)	当初目標	/	/	/	/	/	/
		変更目標			3	3	3	4
		実績		3				
	保健指導実施者数 (人)	当初目標	/	/	/	/	/	/
		変更目標			1	1	1	1
		実績		1				

5. 第3期板倉町特定健康診査・特定保健指導実施計画の見直し

《当初計画》

第3期板倉町特定健康診査・特定保健指導実施計画

<p>I 計画の考え方</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画の期間</p> <p>II 現状</p> <p>1 板倉町の特徴</p> <p>III 達成目標</p> <p>IV 特定健診等の対象者数</p>	<p>町民の健康の保持、医療の効果的な提供に向け、目標の達成を通して、将来的な医療費の抑制を図る。</p> <p>この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条特定健康診査等基本指針」に基づき、策定するものであり、群馬県医療費適正化計画と十分な整合性を図るものである。</p> <p>この計画は、第2期（平成29年度）の実施結果を踏まえ、計画の見直しを行い、第3期を平成30年度から令和5年度までの6年間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口15,550人、高齢化率23.7%、被保険者数4,730人。 東京の通勤圏であるが、田園が多く、古くからの住民は農家が多い。 健診は、集団健診と個別健診を実施。集団健診は、保健センター及び地区公民館で実施。個別健診は館林市呂楽郡医師会へ委託。 39歳以下の町民に対しても健康診査の機会を設け実施。 特定保健指導、各種教室等、生活習慣病対策を重点的に進めている。 <p>【実施に関する目標】 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健診受診率</td> <td>52</td> <td>54</td> <td>56</td> <td>58</td> <td>60</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>保健指導実施率</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>【成果に関する目標】 メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率 10%（平成29年度対比）</p> <p>(単位：人・%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>被保険者数</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> <th>保健指導者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,489</td> <td>3,537</td> <td>1,840</td> <td>52</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,326</td> <td>3,407</td> <td>1,840</td> <td>54</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,197</td> <td>3,304</td> <td>1,850</td> <td>56</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,063</td> <td>3,200</td> <td>1,856</td> <td>58</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,871</td> <td>3,030</td> <td>1,818</td> <td>60</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,658</td> <td>2,835</td> <td>1,758</td> <td>62</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保健指導対象者は、40歳代、50歳代のメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍。</p>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	健診受診率	52	54	56	58	60	62	保健指導実施率	8	9	10	11	12	13	年度	被保険者数	対象者数	受診者数	受診率	保健指導者数	平成30年度	4,489	3,537	1,840	52	20	令和元年度	4,326	3,407	1,840	54	22	令和2年度	4,197	3,304	1,850	56	25	令和3年度	4,063	3,200	1,856	58	27	令和4年度	3,871	3,030	1,818	60	30	令和5年度	3,658	2,835	1,758	62	32
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																																										
健診受診率	52	54	56	58	60	62																																																										
保健指導実施率	8	9	10	11	12	13																																																										
年度	被保険者数	対象者数	受診者数	受診率	保健指導者数																																																											
平成30年度	4,489	3,537	1,840	52	20																																																											
令和元年度	4,326	3,407	1,840	54	22																																																											
令和2年度	4,197	3,304	1,850	56	25																																																											
令和3年度	4,063	3,200	1,856	58	27																																																											
令和4年度	3,871	3,030	1,818	60	30																																																											
令和5年度	3,658	2,835	1,758	62	32																																																											

※データヘルス計画の見直しと整合性を図り一体的に見直します。

《見直し後》

第3期板倉町特定健康診査・特定保健指導実施計画

I 計画の考え方 1 計画の趣旨	町民の健康の保持、医療の効果的な提供に向け、目標の達成を通して、将来的な医療費の抑制を図る。								
	2 計画の性格	この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条特定健康診査等基本指針」に基づき、策定するものであり、群馬県医療費適正化計画と十分な整合性を図るものである。							
		3 計画の期間	この計画は、第2期（平成29年度）の実施結果を踏まえ、計画の見直しを行い、第3期を平成30年度から令和5年度までの6年間とする。						
II 現状									
1 板倉町の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人口15,550人、高齢化率23.7%、被保険者数4,730人。 東京の通勤圏であるが、田園が多く、古くからの住民は農家が多い。 健診は、集団健診と個別健診を実施。集団健診は、保健センター及び地区公民館等で実施。個別健診は館林市邑楽郡医師会へ委託。 39歳以下の町民に対しても健康診査の機会を設け実施。 特定保健指導、各種教室等、生活習慣病対策を重点的に進めている。 								
	III 達成目標								
【実施に関する目標】 (単位：%)									
指標		区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
特定健診受診率	当初目標		52	54	56	58	60	62	
	変更目標				46	48	55	62	
	実績		51.5	51.6					
特定保健指導実施率	当初目標		8	9	10	11	12	13	
	変更目標				17	18	19	20	
	実績		6.4	9.5					
【成果に関する目標】									
メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率									
10%（平成29年度対比） (単位：%)									
区分		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
目標			26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	
変更目標					変更なし				
実績		16.6	20.7	20.7					
IV 特定健診等の対象者数 (単位：人・%)									
年度	区分	被保険者数	対象者数	特定健診受診者数	特定健診受診率	特定保健指導者数	特定保健指導実施率		
平成30年度	当初目標	4,489	3,537	1,840	52	20	8		
	実績	4,337	3,266	1,682	51.5	15	6.4		
令和元年度	当初目標	4,326	3,407	1,840	54	22	9		
	実績	4,190	3,237	1,671	51.6	21	9.5		
令和2年度	当初目標	4,197	3,304	1,850	56	25	10		
	変更目標	4,064	3,140	1,444	46	36	17		
	実績								
令和3年度	当初目標	4,063	3,200	1,856	58	27	11		
	変更目標	3,934	3,043	1,461	48	38	18		
	実績								
令和4年度	当初目標	3,871	3,030	1,818	60	30	12		
	変更目標	3,749	2,882	1,585	55	40	19		
	実績								
令和5年度	当初目標	3,658	2,835	1,758	62	32	13		
	変更目標	3,543	2,698	1,673	62	42	20		
	実績								
※特定保健指導対象者は、40～74歳のメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍。									

V 特定健康診査の実施について	<p>1 実施場所、実施時期については、集団健診（各種がん検診）と同所及び個別医療機関健診（館林市邑楽郡医師会）で同時期に実施する。実施項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月18日厚生労働省令第157号）による。実施機関については、人的に難しい面があるので委託とする。</p> <p>2 受診票については、対象者全員に自治会組織を利用し配付する。自治会以外者には郵送で対応する。</p> <p>3 特定保健指導の対象者の抽出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が比較的若い対象者 ・ 検診結果が前年と比較して悪化し、より緻密な指導の必要な者 ・ 前年度、積極的支援・動機付け支援の対象者で保健指導を受けなかった者 <p>4 実施に関する年間のスケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>3～4月</td> <td>対象者データのとりまとめ</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>受診票の作成。配付。</td> </tr> <tr> <td>6～7月・10月</td> <td>特定健康診査実施</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>特定保健指導対象者の階層化、抽出。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健診結果の通知。</td> </tr> <tr> <td>9～2月</td> <td>特定保健指導実施</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>未受診者受診勧奨通知の発送</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>特定保健指導の評価</td> </tr> </table>	3～4月	対象者データのとりまとめ	4月	受診票の作成。配付。	6～7月・10月	特定健康診査実施	7月	特定保健指導対象者の階層化、抽出。		健診結果の通知。	9～2月	特定保健指導実施	11月	未受診者受診勧奨通知の発送	3月	特定保健指導の評価
3～4月	対象者データのとりまとめ																
4月	受診票の作成。配付。																
6～7月・10月	特定健康診査実施																
7月	特定保健指導対象者の階層化、抽出。																
	健診結果の通知。																
9～2月	特定保健指導実施																
11月	未受診者受診勧奨通知の発送																
3月	特定保健指導の評価																
VI 個人情報の保護について	<p>特定健診・特定保健指導を外部に委託する際には、個人情報の厳正な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。</p>																
VII 計画の公表、周知について	<p>実施計画の公表方法、特定健診等を実施する趣旨の普及啓発の方法は、広報紙やホームページにおいて行う。</p>																
VIII 計画の評価、見直しについて	<p>1 目標の達成に向け最大限の努力をするとともに、その達成状況について、令和2年度に中間評価を実施し、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じ内容の見直し、計画の変更を行うものとする。</p> <p>2 板倉町国民健康保険運営協議会において適正な評価を行うものとする。</p>																
IX その他必要な事項	<p>同時に、結核検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、胃がん検診を実施する。</p>																

V 特定健康診査の実施について	<p>1 実施場所、実施時期については、集団健診（各種がん検診）と同所及び個別医療機関健診（館林市邑楽郡医師会）で同時期に実施する。実施項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月18日厚生労働省令第157号）による。実施機関については、人的に難しい面があるので委託とする。</p> <p>2 受診票については、対象者全員に自治会組織を利用し配付する。自治会未加入者には郵送で対応する。</p> <p>3 特定保健指導の対象者の抽出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出に当たっては、<u>集団健診受診者に加え、個別健診受診者、人間ドック受診者も対象とする。</u> ・ <u>メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍は原則として全員を対象とする。</u> <p>4 実施に関する年間のスケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>3～4月</td> <td>対象者データのとりまとめ</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>受診票の作成。配付。</td> </tr> <tr> <td>6～7月・10月</td> <td>特定健康診査実施</td> </tr> <tr> <td>8～11月</td> <td>特定保健指導対象者の階層化、抽出。 健診結果の通知。</td> </tr> <tr> <td><u>9～3月</u></td> <td>特定保健指導実施</td> </tr> <tr> <td><u>10～11月</u></td> <td><u>広報等による受診勧奨（※）</u></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>特定保健指導の評価</td> </tr> </table> <p><u>※令和4年度以降に、受診率向上に効果的な受診勧奨を検討のうえ実施する。</u></p>	3～4月	対象者データのとりまとめ	4月	受診票の作成。配付。	6～7月・10月	特定健康診査実施	8～11月	特定保健指導対象者の階層化、抽出。 健診結果の通知。	<u>9～3月</u>	特定保健指導実施	<u>10～11月</u>	<u>広報等による受診勧奨（※）</u>	3月	特定保健指導の評価
3～4月	対象者データのとりまとめ														
4月	受診票の作成。配付。														
6～7月・10月	特定健康診査実施														
8～11月	特定保健指導対象者の階層化、抽出。 健診結果の通知。														
<u>9～3月</u>	特定保健指導実施														
<u>10～11月</u>	<u>広報等による受診勧奨（※）</u>														
3月	特定保健指導の評価														
VI 個人情報の保護について	<p>特定健診・特定保健指導を外部に委託する際には、個人情報の厳正な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。</p>														
VII 計画の公表、周知について	<p>実施計画の公表方法、特定健診等を実施する趣旨の普及啓発の方法は、広報紙やホームページにおいて行う。</p>														
VIII 計画の評価、見直しについて	<p>1 目標の達成に向け最大限の努力をするとともに、その達成状況について、令和2年度に中間評価を実施し、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じ内容の見直し、計画の変更を行うものとする。</p> <p>2 板倉町国民健康保険運営協議会において適正な評価を行うものとする。</p>														
IX その他必要な事項	<p>同時に、結核検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、胃がん検診を実施する。</p>														